ACSES ニュースレター_２２７２号（2022 年３月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇宮崎 延岡 旭化成の工場敷地内で爆発 1 人けが 1 人連絡取れず<放送報道>
◇ライトを LED に変更する工事中火の手…工場で火災 焼け跡から男性作業員とみられる 1 人の遺体見つかる<放送報道>
◇その他の事故、事件
・トヨタ きょう国内全工場停止 取引先へのサイバー攻撃の可能性<放送報道>
・日野・ダイハツはシステム障害で 3 工場停止<Web 報道>
・トヨタ、申込書 14 万件を紛失　利用客の個人情報記載<新聞報道>
・袋にはロシア語、針が付いたものも…注射器１３００本が１０市町村に漂着<新聞報道>
◇事故、事件の続報
・問題流出の女子大学生、昨年の不正も認定<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和４年春季全国火災予防運動の実施<総務省消防庁>
・大阪市北区ビル火災を受けた緊急立入検査の結果<総務省消防庁>
・雑居ビルなどの 52%が消防法違反　京都市、大阪の放火殺人受け緊急査察<新聞報道>
・小野薬品、特許侵害と提訴　アストラゼネカに賠償請求<Web 報道>
・サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）<厚生労働省/経済産業省>
・偽通販サイトに注意　「おうち時間」増え、詐欺の被害相談相次ぐ<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・除染土の搬入完了へ　環境省、再生利用を本格化―福島の中間貯蔵施設<Web報道>
[原子力施設全般]
・東海第二原発、防潮堤工事など 2 年近く遅れ　再稼働も 24 年以降に<新聞報道>
[大災害対策]
・被災時の食の備え、点検を　多めの水と熱源は必需品　災害食、日常食で７日分<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 石綿被害対策
◇４月１日から石綿の事前調査結果の報告制度がスタートします　～３月 18 日から電子システムによる報告ができます～<環境省/厚生労働省>
◇石綿被害の遺族救済制度、3 月末に迫る期限 「申請できる、震えた」<新聞報道>
[4] 健康安全
◇令和 3 年度 カネミ油症健康実態調査の結果<厚生労働省>
[5] 医薬品

貝母（バイモ、編笠百合）

◇薬など迅速承認も　「緊急承認制度」含む薬機法改正案、閣議決定〈新聞報道〉

[6] 食品安全衛生関係

◇輸入食品に対する検査命令の実施（中国産赤とうがらし、その加工品）〈厚生労働省〉

[7] 温暖化対策関係

◇二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第２号）〈官報〉

◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書第２作業部会報告書の公表について〈環境省/文部科学省/農林水産省/経済産業省/気象庁〉

◇気候変動、30 億人が対応できず　気温上昇 1.5 度に到達、災害増〈Web 報道〉

◇温暖化の影響「すでに広範な損失と被害」　IPCC 報告書〈新聞報道〉

◇IPCC 報告書の意味　選択肢は限られつつある〈新聞報道〉

[8] 環境安全関係

◇（仮称）いわき太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

◇SDGs の認知度 76%に急上昇　一番関心が高いのは 10 代、次は？〈新聞報道〉

[9] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　４件　　［調査実施］　１件　　［調査結果］　２件　　［統計資料］　３件

[10] その他省庁発表　　４件

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　18 件　　［開催記録、報告、資料等］　４件

[12] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇その他：５件

[付録]

◇「オンライン地蔵」、周りにいませんか　プロが解く無駄な会議撲滅法〈新聞報道〉

・CIA に学ぶ「ダメ会議」撲滅策　オンラインの新たな「あるある」も〈新聞報道〉

◇訪問販売業者【R セキュリティ株式会社及び株式会社鍵】に対する行政処分について〈消費者庁〉

◇「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張 24 時間センター」、「鍵の 110 番 24 時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの 24 時間救急車」、「カギの 110 番」、「鍵の 110 番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇宮崎 延岡 旭化成の工場敷地内で爆発 1 人けが 1 人連絡取れず

＜NHK　2022 年 3 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220301/k10013507141000.html

1 日午後、宮崎県延岡市の旭化成の「東海工場」の敷地内で爆発が起き、消防によりますとこれまでに 1 人がけがをしているほか、1 人と連絡が取れなくなっています。

1 日午後 2 時前、延岡市水尻町にある旭化成の「東海工場」で「火災が起きている」と消防に通報がありました。消防によりますと午後 3 時半現在、この爆発で 30 代の男性がけがをしているほか、20 代の男性と連絡が取れないということです。

けがをした 30 代の男性は意識はあり、自力で歩ける状態だということです。
爆発が起きたのは旭化成のグループ会社「カヤク・ジャパン」の東海工場で、花火や弾薬に使用される火薬の製造などを行っていて、敷地内には「工室」と呼ばれる建屋が 20 棟ほど建ち並んでいるということです。
この建屋では、火薬の原料となるニトログリセリンを製造していたということですが、旭化成本社によりますと、この建屋が爆発のあと無くなっている状況だということです。
爆発が起きた当時、この建屋には複数の従業員がいたということですが、行方が分からなくなっているのはこのうちの 1 人だということです。
午後 4 時現在、火が消し止められたという情報は入っていませんが、延焼のおそれもなく危険物の流出もないということです。
消防は連絡が取れなくなっている男性の捜索を続けています。
爆発が起きた現場は、JR 延岡駅から北東に 5 キロの工場地帯です。

グループ会社の工場　“建屋 1 棟消えるほどの爆発”

旭化成延岡支社によりますと、火災が起きたのは東海工場の敷地内にあるグループ会社「カヤク・ジャパン」の工場です。
「カヤク・ジャパン」によりますと、東海工場では花火や弾薬に使用される火薬の製造などを行っていて、敷地内には「工室」と呼ばれる建屋が 20 棟ほど建ち並んでいるということです。
東海工場では、産業用などの火薬を製造しています。
産業用の火薬はトンネルなどの工事現場や鉱山などで使う火薬で、火災があったのは「第一洗浄工室」と呼ばれる建屋で、火薬の原料となるニトログリセリンを製造していたということです。
旭化成本社によりますと、この建屋が火災のあとなくなっているような状況だということです。
「カヤク・ジャパン」の本店には、午後 2 時ごろ「工場内で爆発があった。建屋 1 棟が消えるほどの爆発だった。行方不明者が 1 人いる」という連絡が入ったということです。
また、工場内にはおよそ 30 人の従業員がいたということで「カヤク・ジャパン」は詳しい状況などについて確認を進めています。
「カヤク・ジャパン」は、旭化成と東京の化学メーカー、日本化薬の、それぞれの産業用火薬事業を統合して、2008 年に発足しました。
会社のホームページなどによりますと、建設分野や防衛分野、それに花火向けの火薬のほか、建設現場の発破作業に使われる資材などを生産しているということです。
旭化成は「ご迷惑をおかけして申し訳ありません。現在、詳しい状況の確認に努めています」とコメントしています。

現場周辺の複数の住宅で窓ガラス割れる

工場がある地域の区長によりますと、周辺の複数の住宅で窓ガラスが割れる被害が出ているということです。

近くに住む人「ドーンという音 窓ガラスや家が揺れた」

旭化成の東海工場から南におよそ 700 メートル離れた所に住んでいる男性は NHK の取材に対し「急にドーンという音が聞こえて、窓ガラスや家が揺れたように感じました。驚いて外に出てみると、工場のほうから灰色の煙が上がっていました」と話していました。
東海工場から西に 2 キロほど離れた所にある東海中学校の職員は、NHK の取材に対し「ボーンという地震がきたような音がして、窓ガラスがガタガタと揺れました。授業中で、生徒たちが少しざわつきましたが、学校への被害もなく、現在は落ち着いた様子で授業を受けています」と話しています。
工場から 7 キロほど離れた、NHK が宮崎県延岡市に設置したカメラには、午後 1 時 51 分ごろ「ドーン」という爆発音のような音が入っていました。

◇ライトを LED に変更する工事中火の手…工場で火災 焼け跡から男性作業員とみられる 1 人の遺体見つかる
＜東海テレビ　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/comment/322706
　愛知県西尾市の工場で火災があり、焼け跡から 1 人の遺体が見つかりました。
　28 日午前 10 時半過ぎ、西尾市緑町にある「日繊興業」の工場で、女性作業員が炎が上がっているのを見つけ

ました。

消防が出て、火は1時間半あまりで消し止められましたが、工場の一部が燃えたほか、焼け跡から男性とみられる1人の遺体が見つかりました。

当時、工場は稼働していませんでしたが、男女2人の作業員が工場内のライトをLEDに変更する工事をしていたところ、火の手が上がったということです。

女性作業員は避難しケガはありませんでしたが、男性作業員とは現在も連絡が取れていないということで、警察は遺体が男性作業員とみて身元の確認を急いでいます。

◇***その他の事故、事件***

・トヨタ きょう国内全工場停止 取引先へのサイバー攻撃の可能性

＜NHK　2022年3月1日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220301/k10013506341000.html

トヨタ自動車は、主要な取引先の部品メーカーでシステム障害があったため、1日、国内のすべての工場の稼働を停止します。

会社では、サイバー攻撃を受けた可能性があるとみて原因を調査するとともに、早期の稼働再開を目指してシステムの復旧を急ぐことにしています。

トヨタ自動車は昨夜、主要な取引先のひとつで愛知県豊田市にある部品メーカー「小島プレス工業」でシステム障害が発生したため、子会社のダイハツ工業と日野自動車の工場を含め、14工場、28ラインで1日の稼働を停止すると発表しました。

トヨタの車を製造しているすべての工場が止まることになります。

この部品メーカーによりますと、2月26日の夜、サーバーのひとつがダウンしたという信号を検知し、安全のため、社内にあるすべてのサーバーの電源をオフにする措置をとったということです。

このためトヨタとの間で、納品する部品の数や時期といったデータをやりとりできなくなったということです。

トヨタは、このメーカーの部品を多くの車種で使っていることなどから、今後の生産に支障がでるおそれがあるとして、全工場の稼働停止を決めたとみられます。

会社によりますと、1日でおよそ1万3000台が生産できなくなるとしています。

トヨタは、この部品メーカーがサイバー攻撃を受けた可能性があるとみて原因を調査するとともに、早期の稼働再開を目指してシステムの復旧を急ぐことにしています。

稼働を停止する工場

稼働を停止するのは、トヨタ自動車の完成車の組み立てを行っている次の工場です。

トヨタ自動車の愛知県豊田市にある

▽元町工場、

▽高岡工場、

▽堤工場と

▽愛知県田原市にある田原工場。

▽福岡県宮若市にあるトヨタ自動車九州の宮田工場。

トヨタ自動車東日本の

▽宮城県大衡村にある宮城大衡工場と、

▽岩手県金ケ崎町にある岩手工場。

トヨタ車体の

▽愛知県刈谷市にある富士松工場と

▽豊田市にある吉原工場、

▽三重県いなべ市にあるいなべ工場。

トヨタ自動車のグループで

▽岐阜車体工業の岐阜県各務原市にある工場と

▽豊田自動織機の愛知県大府市にある工場。

さらに、トヨタから生産を受託している

▽ダイハツ工業の京都府大山崎町にある京都工場と、
▽日野自動車の東京・羽村市にある羽村工場のあわせて 14 の工場です。
また、日野自動車ではトラックなどを生産している茨城県古河市の古河工場も稼働を停止します。
「ランサムウェア」使われた疑い 警察当局が捜査へ
トヨタ自動車の取引先がサイバー攻撃を受けたとみられる問題で、攻撃に「ランサムウェア」と呼ばれる身代金要求型の悪質なプログラムが使われた疑いがあることが関係者への取材で分かりました。
警察当局は今後、詳しい被害状況を確認し捜査を進める方針です。
トヨタ自動車は１日、国内のすべての工場の稼働を停止することを明らかにし、関係者によりますと主要な取引先で車の部品を製造している愛知県豊田市の小島プレス工業がサイバー攻撃を受けたことが原因とみられています。
現在、会社などが詳しい状況を調べていますが、攻撃に「ランサムウェア」と呼ばれる身代金要求型のプログラムが使われた疑いがあることが関係者への取材で分かりました。
具体的な要求の内容などについては、現在、確認を進めているということです。
「ランサムウェア」はコンピューターが感染すると勝手にシステムをロックして使えなくしたり保存しているデータを暗号化したりして、復元と引き換えに金銭を要求する悪質なプログラムで、世界各国で被害が相次いでいます。
警察当局は攻撃を受けた詳しい状況を確認するとともに、関係機関と連携して捜査を進める方針です。
「ランサムウェア」 世界各国で被害相次ぐ
警察庁によりますと、サイバー攻撃の中でも最近は「ランサムウェア」と呼ばれる悪質なプログラムが使われるケースが増えています。
「ランサムウェア」はコンピューターが感染すると勝手にシステムをロックして使えなくしたり保存しているデータを暗号化したりして、復元と引き換えに金銭を要求する悪質なプログラムで、世界各国で被害が相次いでいます。
日本でも、去年１年間に少なくとも 146 件の被害が報告されているということです。
標的となるのは最先端の技術を持った企業や医療機関などで、特に製造業の会社が 55 件と全体の 38%を占めました。
自動車業界でも、
▽おととしホンダが被害を受けたサイバー攻撃や
▽去年、部品メーカー、デンソーの海外の子会社が受けた攻撃で、
「ランサムウェア」が使われたとみられています。
警察当局は関係機関と連携して警戒を強めるとともに、企業などに対しセキュリティー対策をさらに強化するよう呼びかけています。

・日野・ダイハツはシステム障害で３工場停止
＜共同通信　2022 年２月 28 日＞　https://nordot.app/871001387847188480?c=39546741839462401
　日野自動車は 28 日、サイバー攻撃が原因とみられるシステム障害で古河工場（茨城県古河市）と羽村工場（東京都羽村市）を３月１日に停止すると発表した。ダイハツ工業も京都工場（京都府大山崎町）を停止する。

・トヨタ、申込書 14 万件を紛失　利用客の個人情報記載
＜朝日新聞　2022 年３月１日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQ315GFYQ310IPE01H.html?iref=comtop_7_04

・袋にはロシア語、針が付いたものも…注射器１３００本が１０市町村に漂着
＜読売新聞　2022 年３月１日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220228-OYT1T50255/
　島根県は２８日、県内の海岸で注射器約１３００本が見つかったと発表した。「大変危険なので絶対に触らず、最寄りの行政機関に連絡を」と、注意を呼びかけている。

県によると、注射器が確認されたのは、松江や出雲、大田、西ノ島、知夫など県内の１０市町村。ロシア語が印刷された袋に、未使用とみられる注射器が入っており、針が付いたものもあるという。

２月下旬には、鳥取県内の海岸でも相次いで注射器が見つかっており、島根県などは、他にも注射器が漂着していないか海岸のパトロールを行っている。

◇事故、事件の続報

・問題流出の女子大学生、昨年の不正も認定

＜共同通信　2022 年 2 月 28 日＞　https://nordot.app/870920359271809024?c=39546741839462401

大学入試センターは 28 日、今年の大学入学共通テストの問題流出に絡み偽計業務妨害容疑で書類送検された女子大学生（19）が、昨年の共通テストでもスマートフォン使用の不正行為をしたと認定し、昨年分についても失格にしたと発表した。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・令和４年春季全国火災予防運動の実施

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 1 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220301_yobou_1.pdf

令和４年３月１日（火）から３月７日（月）まで『令和４年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

１　全国統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

２　目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

３　実施期間

令和４年３月１日（火）～３月７日（月）

４　実施内容

５の「重点目標」を踏まえ、全国の消防本部等において、防火防災に関する広報など、火災予防を推進するための取組が重点的に実施されます。なお、各地域の消防本部等において火災発生状況や地域特性等に応じた運動を展開します。

５　重点目標（参考資料１参照）

（１）住宅防火対策の推進

（２）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

（３）放火火災防止対策の推進

（４）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

（５）製品火災の発生防止に向けた取組の推進

（６）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

（７）林野火災予防対策の推進

６　その他

（１）本運動は、各消防本部等において、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分に配慮した上で実施することとしています。

令和４年３月１日（火）から３月７日（月）まで『令和４年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

（２）各消防本部等では、参考資料２及び３を住宅防火に関する資料として、参考資料３～６を広報活動用資料として活用することとしています。

これらの資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に、本日中に掲載するほか、総務省消防庁予防課（中央合同庁舎第２号館３階）において閲覧に供するとともに配布します。

【参考資料１】令和４年春季全国火災予防運動の重点目標等
【参考資料２】住宅火災関係資料
【参考資料３】火災予防啓発用リーフレット「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント］
【参考資料４】全国統一防火標語ポスター （一社）日本損害保険協会
【参考資料５】春季全国火災予防運動ポスター （一財）日本防火・危機管理促進協会
【参考資料６】たばこ火災防止キャンペーンのチラシ （一社）日本たばこ協会

・大阪市北区ビル火災を受けた緊急立入検査の結果
＜総務省消防庁 2022 年２月 28 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220228_yobou1.pdf
昨年12 月17 日に大阪市北区で発生したビル火災を受け実施した緊急立入検査の実施状況等について、その結果を別紙のとおり取りまとめました。
１ 調査概要
昨年12 月17 日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、12 月19 日に全国の消防本部に対し、今回の火災建物と類似の、階段が一つしか設置されていない雑居ビルを対象に、火災時の避難経路等について緊急立入検査の実施を要請し、令和３年12 月17 日から令和４年１月31 日までの間に実施した結果について、取りまとめたものです。
２ 結果概要
・ 今回対象となった31,967 件のうち､29,229 件に対して緊急立入検査を実施しており､実施率は91.4%でした。なお、未実施の2,738 件については、各消防本部における年次計画や歳末期の立入検査により調査期間の前に実施されたもの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け実施を延期したもの等です。
・ 避難施設については3,894 件（13.3%）で不備がありましたが、令和４年１月31 日時点において2,196 件改善済みとなっています。
・ 防火戸については1,455 件（5.0%）で不備がありましたが、令和４年１月31 日時点において614 件改善済みとなっています。
（参考）
緊急立入検査時に併せて消防用設備等について確認したもの（13,979 件）については、4,108 件（29.4%）の不備がありました。不備があったのものについては、現在、消防本部において是正指導が行われています。
３ その他
今回の緊急立入検査の結果を踏まえ、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、必要な対応を検討して参ります。
昨年12 月17 日に大阪市北区で発生したビル火災を受け実施した緊急立入検査の実施状況等について、その結果を別紙のとおり取りまとめました。

・雑居ビルなどの 52%が消防法違反 京都市、大阪の放火殺人受け緊急査察
＜京都新聞 2022 年３月１日＞ https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/739127
京都市消防局は大阪市北区の雑居ビルで発生した放火殺人事件を受けて実施した､緊急査察の結果をまとめた。１１０５カ所の対象ビルのうち、５２％（５７３カ所）が消防法に違反し、うち３カ所は火災報知設備の未設置など重大な違反だった。
対象は､階段が屋内の１カ所しかなく､３階以上のフロアに不特定多数の人が出入りする店舗などがある建物。昨年１２月２０日から今年１月３１日に立ち入り検査していた。
重大な違反は、

・小野薬品、特許侵害と提訴 アストラゼネカに賠償請求
＜共同通信 2022 年２月 28 日＞ https://nordot.app/871034863540928512?c=39546741839462401

小野薬品工業は28日、英アストラゼネカの日本法人が販売するがん治療薬が特許を侵害しているとして、同社に治療薬の販売差し止めと約320億円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴したと発表した。

小野薬品が特許侵害を主張しているのは、アストラゼネカのがん治療薬「イミフィンジ」。小野薬品は「知的財産は極めて重要な経営資産だ」として「侵害行為に対しては適切に対応を講じる」とコメントした。

治療中の患者を考慮し、訴訟外でも適切な対価を支払う合意がアストラゼネカ側と得られれば「販売差し止めは求めない」としている。

・サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）

＜厚生労働省　2022年3月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24185.html

＜経済産業省　2022年３月１日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301007/20220301007.html?from=mj

昨今の国際情勢、国内自動車部品メーカーからの被害等、サイバー攻撃事案のリスクが高まっている現状を踏まえ、添付ファイルのとおり「サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）」を各省との連名で発出しました。

関係機関の皆様におかれましては、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深め、注意喚起に記載された対策を講ずることにより、対策を強化してください。

サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）

https://www.mhlw.go.jp/content/000904542.pdf

・偽通販サイトに注意　「おうち時間」増え、詐欺の被害相談相次ぐ

＜毎日新聞　2022年３月１日＞　https://mainichi.jp/articles/20220301/k00/00m/040/024000c

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・除染土の搬入完了へ　環境省、再生利用を本格化―福島の中間貯蔵施設

＜時事ドットコム　2022年２月28日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022022700348&g=soc

東京電力福島第１原発事故に伴う除染で取り除いた土の中間貯蔵施設（福島県大熊町、双葉町）への搬入が３月末までにおおむね完了する見込みだ。除染土は２０４５年までに福島県外の最終処分場に移すことが法律で定められているが、受け入れ先は決まっていない。量が膨大なため、環境省は各地の公共工事などで再生利用して減らす方針。担当幹部は「一つの区切りを迎える。今後は再生利用への理解を醸成し、本格的に取り組んでいきたい」と語る。

中間貯蔵施設は原発の周囲を囲む形で、東京都渋谷区と同じ約１６００ヘクタールの土地に整備。福島県内の除染で出た土を、各地の仮置き場で一時的に保管した後、１５年から同施設へ運んでいる。搬入する除染土の量は約１４００万立方メートルと、東京ドーム約１１杯分に相当する。

国に土地を売却するなどして、施設の用地確保に協力した住民ら地権者は１８００人以上。大熊町の吉田淳町長は「(地権者の中には) 同級生や、結婚の仲人をしてくれた人、役場の職員など知り合いがたくさんいる。復興のため仕方なく土地を提供してくれた」と振り返る。

環境省は、処分量を減らすため、放射性物質の濃度が比較的低い除染土について、公共工事や農地のかさ上げなどで再生利用する方針。除染土全体の４分の３を再生利用に回す考えだ。

すでに飯舘村の長泥地区では、除染土で盛り土した農地で花や野菜などを栽培する実証事業が進む。一方、二本松市と南相馬市では道路工事に活用する事業が住民らの反対で中止に追い込まれており、今後の計画も難航する可能性がある。

同省は２１年５月から、再生利用に対する理解を広げるため、一般の参加者と議論する「対話フォーラム」を東京と名古屋で開催。今年３月には福岡で予定している。双葉町の伊沢史朗町長は、福島第１原発でつくった電力は首都圏に送られていた点を強調し、「恩恵を受けていた人たちにそのことを理解してもらわないと、(再生利

用は）進まない」と訴える。

東京大大学院情報学環の開沼博准教授（社会学）は、除染土の問題に関し「福島から遠い地域の住民には共感しにくい。きちんと伝わっているかを検証しながら進めるべきだ」と、国に丁寧な情報発信を求めた。

[原子力施設全般]

・東海第二原発、防潮堤工事など2年近く遅れ　再稼働も24年以降に

＜朝日新聞　2022年2月28日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X6G82Q2XULBJ00B.html

日本原子力発電は28日、停止中の東海第二原発（茨城県東海村）の安全対策工事について、今年12月の予定だった完了時期を2024年9月に2年近く遅らせると発表した。再稼働は最短でもこれ以降となる。1978年に稼働した同原発は、18年に原子力規制委員会から38年まで20年間の運転延長を認められたが、今回の変更で稼働できる期間が短くなる。

原電によると、最大約17メートルと想定する津波に備え、海からの高さ18～20メートルの防潮堤建設や、電源装置の高台への設置などを進めているが、時間がかかっているという。再稼働時期は未定としている。

テロ対策設備の設置完了時期…

[大災害対策]

・被災時の食の備え、点検を　多めの水と熱源は必需品　災害食、日常食で７日分

＜共同通信　2022年3月1日＞　https://www.47news.jp/news/7446397.html

地震や水害などで被災したとき、頼りになるのは備蓄した食べ物だが、災害食を漫然と防災リュックに詰めて、それきりにしていないだろうか。被災時にはショックや不安でただでさえ食が細くなりがちだ。水道やガスなどのライフラインが途切れる中で必要な分を食べつなげるかどうか。万が一のときに困らない食料備蓄の在り方を専門家に聞いた。

▽要配慮者は？

医薬基盤・健康・栄養研究所の国際災害栄養研究室は、内外で発生した大災害による被災者の栄養状態への影響を調査し、対策を発信している。

笠岡（坪山）宜代同研究室長は「家族の中に特別な配慮、支援が必要な人がいるかどうかで、必要な備蓄の内容は大きく変わる」と指摘する。特に配慮が要るのは「乳幼児」「高齢者」「妊婦」「持病がある人」「アレルギーがある人」などだ。

同研究室が東日本大震災の１カ月後、避難所８１施設で調査した結果、食事での困り事があったのは「ミルク・離乳食が必要な乳児」が最も多く「高齢や障害で普通食が食べられない人」が続く。「食物アレルギーのある人」「食事制限が必要な病気の人」も困っていた。

▽食べ慣れた物

乳児はミルクが必須だ。被災時にはきれいな水、お湯の確保に困り、被災ストレスなどで母乳が十分に出ないこともある。一般的に水の必要量は１人１日３リットルが目安だが、粉ミルクを溶き、哺乳瓶を消毒するにはより多めの水を用意したい。

「カセットこんろなどの熱源も要る。水と熱源があれば、温かく軟らかい物を食べられる。幼児や高齢者だけでなく、皆に役立つ必需品」と坪山さんは勧める。

幼児は環境が変わると食べられず、脱水や体調不良の危険も高まる。大人に共通するポイントとして坪山さんは「普段から食べ慣れた物、好きな物を多めにストックするのがいい」と勧める。好きな物なら食べた分を自然と補充することになる。

ぜひ実践してほしいのが「食べてみる訓練」。「ストック品の入れ替え時期に、水道やガスが止まった想定で家族そろって災害食を食べる。好き嫌いや、ないと不便な物も分かり、本番で困らなくなる」という。

▽おかず中心

被災１カ月後の調査では、避難者の栄養価の偏りも明らかだった。不足したのは「牛乳・乳製品」「肉」「野菜」。過剰なのは「菓子パン・インスタント麺など炭水化物」。生活習慣病の人ではそれだけで体調悪化が心配だが、被

災時にそこまで気を使えるだろうか。

同研究室の別の研究が参考になる。東日本大震災の避難所での食事を栄養面から解析すると、主菜、副菜のどちらかを提供した避難所の方が栄養面で優れていた。この研究では、おかずの内容は問わなかった。つまり「おかずを用意しようとすると、自然と栄養バランスが整う」わけだ。

坪山さんは「一品で食事にするご飯類や麺類ばかりでなく、調理不要で開封すれば食べられるレトルト食品や缶詰、日持ちのする野菜や乳製品などを保存することを心掛けるといい」と話した。

家庭での備蓄量は、東日本大震災の後、従来の３日分から１週間分とするよう推奨が改められた。災害食で３日分、普段食べている食品のストックの更新（ローリングストック）で４日分を備えるのが目安。ただ、要配慮者向けの粉ミルクや制限食は被災地への供給遅れが懸念され、さらに多めが望ましい。

備蓄方法の詳細は農林水産省が「災害時に備えた食品ストックガイド」にまとめ、同省ウェブサイトで一般版と要配慮者版の２種類を公開している。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lgI5sloM6g2H2BY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6kgY9tl4I7gmDzBY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 1 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24192.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月１日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24172.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 1 日＞https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00343.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l23kpx-hJEokXNgFY

◇マスコミ報道　見出し

・国内感染、累計 500 万人超に　3 回目接種の加速急務
＜共同通信　2022 年 2 月 28 日＞　https://nordot.app/870954993764302848?c=39546741839462401
・保健師コロナ残業、月 3 百時間も
自治労連が労働実態調査
＜共同通信　2022 年 2 月 28 日＞　https://nordot.app/870974682544701440?c=39546741839462401
・保育所休園、依然 700 カ所超　4 週連続、高止まり
＜共同通信　2022 年 2 月 28 日＞　https://nordot.app/870958378061561856?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年を更新しました
＜厚生労働省　2022年3月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html
・入国後の自宅等待機期間の変更等について を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8lAA7sFgO6A-FmhY

・外国人の新規入国制限の見直しについてを掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 1 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html
・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lgI5sloM6g2H-BY
・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ymg41vlYA5gGL5BY
・雇用を守る在籍型出向、活用広がる～産業雇用安定助成金の創設から１年、対象者が１万人を超えました～
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=cYsCQflHwqzCuhHjY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8QuCwXnHQixCOr9jY
・接触確認アプリへの陽性登録のお願い＆よくある質問について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lgI5sloM6g2FWBY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・追加接種（３回目接種）についてのお知らせ
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2HoqxOtKEYoUPkJY
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7kwc8t18J7wiCDRY

・現役世代 6 カ月に前倒し 46 市区　モデルナ交互接種「順調」29 市
＜共同通信　2022 年 2 月 26 日＞　https://nordot.app/870288866441101312?c=39546741839462401
・子供へのワクチン、判断揺れる親　５～１１歳接種本格化へ
＜産経ニュース　2022 年 2 月 28 日＞
https://www.sankei.com/article/20220228-QFD2GS3NSJMA3IZ5262BJ7037A/
・5～11 歳のコロナワクチン効果、年上より早く減少　米研究者ら公表
＜朝日新聞　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ312RGWQ31UHBI018.html
---

◇<u>大学等関係</u>
・<u>留学生や技能実習生は順調に入国できるのか　大学や企業の期待と不安</u>
＜朝日新聞　2022年3月1日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X660BQ2XOIPE01P.html
　新型コロナウイルス対応の「水際対策」が3月1日から段階的に緩和される。1日あたりの入国者数の上限が3500人から5千人に引き上げられ、留学生や技能実習生らの入国も増える見通し。受け入れる側の大学や企業側からは、期待と不安の声が入り交じる。
水際緩和を歓迎
　水際対策の緩和は、外国人留学生を待つ大学にとって「吉報」だ。名古屋大（名古屋市千種区）の担当者は「留学生の安全と安心に配慮しながら、円滑な受け入れができるよう取り組みます」と、留学生受け入れに向け意気込みを語る。
　コロナ禍で、名大への留学生数は2019年度の2696人から、20年度は2326人に減少。しかも、500人弱が来日できず、母国でオンライン授業を受ける状況が続く。愛知県の新規感染者数は減少傾向だが、感染再拡大（リバウンド）の懸念もあり、担当者は「学生も不安な状況だと思うので、適切な情報発信をしたい」と話す。
「国際寮」新設も、入居は一部のみ
　南山大（名古屋市昭和区）は4月から、新設した「ヤンセン国際寮」に留学生を受け入れる。五つ目の国際寮で、定員178人の半数が外国人留学生になる予定だった。水際対策の緩和が決まっても、留学生の入居は一部にとどまっている。
　20年度以降、来日できていない留学生は40人以上を数える。海外へ留学する日本人学生も半減。担当者は「待

ちながら準備を進めるしかない」と話す。
オンラインの「キャンパスツアー」を企画
　大学側も手をこまねいているばかりではない。2月中旬、協定校の米ノース・ジョージア大の学生たち向けにオンラインのキャンパスツアーを開催。留学ができなくても、大学の雰囲気は紹介できるとして、南山大の学生たちが図書館や食堂、教室などにスマホのカメラを使って施設の様子を説明した。
　米国の学生たちからは、「どんなたべものがありますか」「Where is the most popular place in Nanzan university？（南山大学で一番人気の場所はどこですか）」といった質問も出た。
　南山大国際センターの藤掛千絵講師は「コロナ禍で互いに留学しづらい環境の中、新しい国際交流の形になっている」と話す。（佐藤瑞季）
技能実習生の受け入れ企業「緩和、ようやくか」
　「技能実習生の入国が認められ、本当にうれしい。ようやくかという思い」。エレベーター部品などの製造を行う丸菱製作所（愛知県春日井市）の担当者は、安堵（あんど）の声を漏らした。
　丸菱製作所は、技能実習制度が導入された1990年代から外国人の技能実習生を受け入れてきた。中国やフィリピンなど実習生の数は、これまで約200人を数える。
溶接作業員が不足
　従業員約100人のうち、コロナ前の2020年に28人いた外国人技能実習生は、現在6人のみ。作業工程に欠かせない「溶接」の人員が不足している。
　人員を補うため、技能実習の期間が終わった外国人の中で、19年4月に新設された在留資格「特定技能」を取得できた11人を再雇用もした。さらに人材派遣業者に依頼してやりくりをしているが、それでも人手が足りない状況が続く。担当者は「水際緩和は待ちに待っていた。一日も早く実習生を受け入れたい」と話す。
　同社で働く実習生たちも緩和を喜ぶ。19年9月から働いているフィリピン人のディマカリ・ケリーさん（29）は「同じ実習生が入ってくるのはうれしい。新しい仲間と一緒に働けるのが楽しみだ」と笑顔を見せた。
　同社では、会社が費用を負担して、年に1度の帰省や旅行を支援する制度があった。こうした制度を利用して実習生同士の仲が深まっていたという。
11月に緩和停止　「また停止かも…」
　一方で、担当者は「また停止されるかもという不安はある」とも口にする。
　政府は昨年11月、海外のビ…

◇マスコミ報道　見出し
・コロナ入国制限緩和スタート　観光以外、上限５千人に
＜共同通信　2022年３月１日＞　https://nordot.app/871101040211361792
・花粉症、早めの対策を オミクロンで区別難しく
＜共同通信　2022年２月28日＞　https://www.47news.jp/news/7468405.html
****

[3] *石綿被害対策*

◇４月１日から石綿の事前調査結果の報告制度がスタートします
～３月18日から電子システムによる報告ができます～
＜環境省　2022年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110648.html
＜厚生労働省　2022年3月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24148.html
令和４年４月１日から、建築物等の解体・改修工事を行う施工業者は、大気汚染防止法に基づき当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務づけられます。報告は、厚生労働省が所管する石綿障害予防規則に基づき、労働基準監督署にも行う必要があります。
　この報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」から行っていただきます。パソコン、タブレット、スマートフォンから24時間オンラインで行うことができ、１回の操作で都道府県等＊と労働基準監督署の両方に報告することができます。
＊ 都道府県、指定都市、中核市、大気汚染防止法に定める政令市

石綿の事前調査結果の報告及び電子システムによる報告の概要
１．事前調査結果の報告対象（年間 2 00 万件程度）
　石綿の事前調査結果の報告対象は、以下のいずれかに該当する工事 （令和４年４月１日以降 に工事に着手するもの） で、個人宅のリフォームや解体工事 なども含まれ ます 。
【報告対象となる工事】
建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80 ㎡以上）
建築物の改修工事（請負代金の合計額100万円以上（税込））
工作物の解体・改修工事（請負代金の合計額100万円以上（税込））
石綿障害予防規則に基づき労働基準監督署にも報告する必要があります。
石綿障害予防規則に基づく報告は、上記に加え、鋼製の船舶の解体又は改修工事
（総トン数20トン以上）も必要です。
２．電子システム（石綿事前調査結果報告システム）による報告のメリット
パソコン、タブレット、スマートフォンから、行政機関の開庁日や開庁時間にかかわらず、いつでも報告を行えます。
１回の操作で、大気汚染防止法に基づく都道府県等への報告と労働基準監督署への報告を同時に行えます。
複数の現場の報告も、まとめて行うことができます。
　なお、電子システムによる報告が基本となりますが電子システムを使用できない等やむを得ない場合は、書面での報告を行うことができますが、都道府県等及び労働基準監督署にそれぞれ提出する必要があります。
【参考】
その他関連する情報は以下のサイトに記載しています。
石綿事前調査結果の報告について　　https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html
【別添資料】
事前調査結果の報告に関するチラシ　　https://www.env.go.jp/press/110648/jizenchousa.pdf

---

◇<u>石綿被害の遺族救済制度、3 月末に迫る期限 「申請できる、震えた」</u>
＜朝日新聞　2022 年 2 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2T7K2BQ2QULFA01H.html
　石綿（アスベスト）による健康被害を受けた人の遺族を救済する制度の一部で、申請受付の期限が 3 月 27 日に迫っている。労災の請求権を失った遺族を対象とした制度は利用できなくなるため、心当たりがある場合は申請を急ぐ必要がある。
民間団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は申請期間の延長を求めている。「最近でもアスベストのニュースを見て、相談してくる遺族は多い。ここで入り口を閉ざしてしまうと救済からこぼれ落ちる人が出てしまう」と心配する。同会への相談は、0120・117・554 へ。
　東京都で美容院を営む女性（78）は今年 1 月、救済制度への申請を終え、気持ちが少しだけ軽くなった。
　解体工として働いていた夫が肺がんで亡くなってから 26 年。「死亡から 5 年以内」と定められた労災申請の時効はとうに過ぎていたが、被害者遺族を救済する仕組みの利用に望みをつなげたからだ。
　夫が亡くなったのは 1996 年。女性はアスベストによる被害とはまったく考えなかった。しかし、4 年ほど前にアスベストのニュースを目にして、「もしかすると」という気持ちが芽生えた。
　夫が働いた会社では、従業員がアスベストの労災認定を受けていた。夫の症状はアスベストの特徴と一致していた。
　労災の時効を迎えていたが、2006 年に成立した石綿健康被害救済法には、時効になった被害者遺族を救済する仕組みがあった。アスベストが原因と認められれば、「特別遺族給付金」として 1200 万円の一時金か、年額 240 万円の遺族年金を受け取れる。
　だが、証拠資料となる死亡診断書は病院には残っておらず、申請できなかった。一度は諦めていた。
　しかし昨年末、事態が急転す…
****

[4] ***健康安全***

◇令和3年度 カネミ油症健康実態調査の結果

＜厚生労働省　2022年3月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24193.html

厚生労働省では、カネミ油症患者の生活習慣、病状、治療内容等を把握し、カネミ油症に関する調査研究を更に推進するため、カネミ油症患者を対象とする調査を実施しました。これは、平成24年９月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、平成25年度から実施しているものです。

このほど、令和3年度の調査結果がまとまりましたので公表します。

（別添）令和３年度健康実態調査の結果について（概要）

https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000904746.pdf

（参考）令和３年度健康実態調査結果の報告（本文）

https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000904748.pdf

****

[5] ***医薬品等***

◇薬など迅速承認も　「緊急承認制度」含む薬機法改正案、閣議決定

＜朝日新聞　2022年3月1日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQ3156Q4Q31ULBJ00K.html?iref=com_latestnews_02

政府は1日、感染症流行時などにワクチンや治療薬などの医薬品を迅速に使えるようにする「緊急承認制度」の創設を盛り込んだ医薬品医療機器法（薬機法）改正案を閣議決定した。3月上旬にも国会に提出する。

緊急承認制度が適用されれば、安全性は従来どおりに確認するが、臨床試験（治験）の途中の段階でも、有効性が推定できれば期限つきで承認できる。新型コロナウイルス対応では、日本はワクチン開発が欧米に比べて遅く、政府は昨年6月の「骨太の方針」で薬事承認制度の見直しを表明していた。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（中国産赤とうがらし、その加工品）

＜厚生労働省　2022年2月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6kgY9tl4I7gmBjBY

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	プロピコナゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産赤とうがらしからプロピコナゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

プロピコナゾールについて

１．農薬（殺菌剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg当たり0.019mg/日であり、急性参照用量（人が24時間または、それより短い時間の間の経口摂取により、健康に影響がないとする摂取量）は、体重１kg当たり0.3 mgです。

３．現実的ではありませんが、体重 60kgの人が、プロピコナゾールが0.03ppm残留した赤とうがらしを毎日 38kg摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、また、１日に 600kg摂取したとしても、急性参照用量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第２号）

［官報］ 令和４年３月１日　号外　第42号　157～159頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220301/20220301g00042/20220301g000420157f.html

○国土交通省・環境省令第２号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月１日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　山口　壮

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみを掲載した。＜ACSES 事務局＞―

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　（略）		
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gt が八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $119.588Gt^{-0.214}$ 以下であること。
	Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $170.84Gt^{-0.214}\left(1-0.3\frac{Gt-25000}{60000}\right)$ 以下であること。
	（略）	
三・四　（略）		
五　液化ガスばら積船	Dw が一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $784Dw^{-0.456}$ 以下であること。
	Dw が一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $896Dw^{-0.456}$ 以下であること。
	（略）	
六　液化天然ガス運搬船	Dw が一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1577.59Dw-0.474$ 以下であること。
	（略）	
七　ばら積貨物船	Dw が二十七万九千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432\times(279000)^{-0.477}$ 以下であること。
	Dw が二万トン以上二十七万九千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432Dw^{-0.477}$ 以下であること。

	（略）	
八　コンテナ船	Dw が二十万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $87.11Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dw が十二万トン以上二十万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $95.821Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dw が八万トン以上十二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $104.532Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dw が四万トン以上八万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $113.243Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dw が一万五千トン以上四万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $121.954Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dw が一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $174.22Dw^{-0.201}\left(1-0.15\frac{Dw-5000}{5000}\right)$ 以下であること
	（略）	
九～十二　（略）		
十三　一般貨物船	Dw が一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $75.236Dw^{-0.216}$ 以下であること。
	Dw が三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48Dw^{-0.216}\left(1-0.15\frac{Dw-3000}{12000}\right)$ 以下であること。
	（略）	
十四　（略）		
備考　（略）		

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和四年九月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、令和八年三月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書第２作業部会報告書の公表について

＜農林水産省　2022 年２月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/220228.html

【環境省、文部科学省、経済産業省及び気象庁同時発表】

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 55 回総会及び同パネル第２作業部会（WG2）第 12 回会合が、本年２月 14 日（月曜日）から２月 27 日（日曜日）にかけてオンラインで開催され、IPCC 第６次評価報告書（AR6）WG2 報告書（以下「AR6/WG2 報告書」と言う。）の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体等が受諾されました。

◇気候変動、30 億人が対応できず　気温上昇 1.5 度に到達、災害増

＜共同通信　2022 年２月 28 日＞　https://nordot.app/870986170579386368?c=39546741839462401

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は 28 日、世界の約 33 億～36 億人が気候変動に対応できず、水害や高温などの悪影響を受けやすい状況にあるとの報告書を発表した。「地球温暖化は短期のうちに 1.5 度に達しつつあり、気候関連の災害増加を引き起こし、生態系や人間に複数のリスクをもたらす」と指摘。各国政府に被害低減へ向けた対策を強化するよう求めた。

IPCC は気候変動に関する最新の科学的知見を評価する組織で、定期的に報告を更新。今回は第 6 次報告書の第 2 弾で気候変動が自然や暮らしに与える影響や、対策の効果についてまとめた。

◇温暖化の影響「すでに広範な損失と被害」　IPCC 報告書

＜朝日新聞　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X6VD2Q2XULBJ00S.html

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は 28 日、温暖化の影響や、被害を軽くする「適応策」について最新の報告書を公表した。人の活動によって生じた温暖化による影響で、「すでに広い範囲で損失や被害を引き起こしている」と指摘。治水などの対策を取ればリスクを減らせるが、このままでは対応が難しくなる「適応の限界」を迎えると警告している。

公表したのは、気候変動の影響と被害などについて検討する第 2 作業部会による最新の報告書。昨年 8 月に公表した第 1 作業部会の報告書では、温暖化の原因が人類の排出した温室効果ガスであることは「疑う余地がない」と断定し、20 年以内に産業革命前からの平均気温が 1・5 度上昇する可能性があるとした。

現在、気温は約 1・1 度上がっている。報告書によると、すでに熱波や豪雨などの極端気象が増加。半数の生物種が高緯度地域や標高の高い地域に移動している。絶滅した種がいるなど、回復不能のリスクにさらされているとしている。

食料や水への影響も深刻で、世界の約半分が厳しい渇水を経験。サプライチェーンの混乱など、経済や社会への損害のリスクもある。影響は途上国や低所得者など弱い立場の人に顕著で、33 億～36 億人が被害を受けやすい地域に暮らすという。

温暖化が進むほど、影響は深刻になる。昨秋の国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）では、気温上昇を 1・5 度に抑える目標を各国が確認した。しかし、各国の現在の政策のままでは、今世紀末には約 2・7 度も上昇するとされる。

今回の報告書では、上昇幅が 1・5 度を超えると、極地や氷床・氷河、山岳、沿岸などを中心に生態系が回復不能なほどに失われるほか、世界各地で穀物が一斉に不作になったり、島国や雪解け水に頼る地域では、淡水が減ったりするなど、人の命に直結する食料や水の確保にも大きな影響が出る、とした。

一方、治水のための堤防建設…

・（視点）IPCC 報告書の意味　選択肢は限られつつある　石井徹

＜朝日新聞　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X6W0CQ2WULZU004.html

「言った通りになったでしょう」。国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の影響と軽減策に関する最新報告書は、そう言っているように見える。

報告書は、気候変動が自然生態系に深刻な影響を及ぼし、災害や健康、水、食料などの面で、人の生命や生活を脅かしている実態を指摘した。各地で前例のない被害が出ており、特に貧しい地域の弱い人たちに大きい。その影響は悪化の一途をたどっている。

温暖化の影響「すでに広範な損失と被害」　IPCC 報告書

私たちはこれまで科学の声を何度も聞いてきた。IPCC は、1990 年に発表した最初の報告書で、制御不能な温室効果ガス排出による気候変動は、エネルギーや水、食料、住宅などへの深刻な影響を、主に途上国で助長すると警告。その後の 5 回の報告書で、科学的な裏付けが積み上げられ、確信度は増したが、大筋では変わっていない。これまでとの最大の違いは、思っていたより温暖化が速く、影響が大きいことを示した点だ。

過去の報告書は、温室効果ガ…

****

[8] ***環境安全関係***

◇（仮称）いわき太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110588.html
---

◇SDGs の認知度 76%に急上昇　一番関心が高いのは 10 代、次は？
＜朝日新聞　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X671PQ2PULZU002.html
2030　SDG s で変える
　SDGs という言葉を聞いたことがある人が 76%に達し、そのうち 60%の人が関心を持っていることが、朝日新聞社が行った認知度調査で明らかになった。
　調査は 2021 年 12 月に全国の 5 千人からインターネットで回答を得た。今回で 8 回目となるが、SDGs について聞いたことがあると答えた人は前回（20 年）の 46%から 30 ポイントも増えた。様々なメディアで取り上げられる機会が増えたことが、背景にあると考えられる。
　聞いたことはあっても内容を…
****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ及びセイヨウナタネの第一種使用等に関する承認に先立っての意見募集について
＜環境省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/110615.html
＜農林水産省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/220301.html
---

◇令和４年度 地方公共団体及び事業者等による食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等の公募について
＜環境省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/110632.html

◇令和 4 年度「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」の公募について
＜文部科学省　2022 年 2 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agd0ac4Yhcjdl6bJ

◇2022年度総合的な診療能力を持つ医師の養成推進事業実施団体の公募について
＜厚生労働省　2022年3月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200195_00017.html
---

[調査実施]

◇2022（令和４）年国民生活基礎調査　ご協力のお願い
＜厚生労働省　2022年3月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html
---

[調査結果]

◇令和２(2020)年 医療施設(静態・動態)調査（令和２年 10 月 1 日現在概数）
＜厚生労働省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-1kJ58hpMqk3EKFY

◇令和 3 年度　教職員団体への加入状況に関する調査結果について
＜文部科学省　2022 年 3 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdQac4XiR66opbK

[統計資料]

◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向　令和3年度10月号
＜厚生労働省　2022年2月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ngoxulIE4gWPUBY
◇最近の医科医療費（電算処理分）の動向　令和3年度10月号
＜厚生労働省　2022年2月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6kgY9tl4I7gmDTBY
◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和3年度10月号

＜厚生労働省　2022年2月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ngoxulIE4gWMsBY

****

[10] *その他省庁発表*

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第495号）

［官報］　令和４年３月１日　号外　第42号　160～162頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220301/20220301g00042/20220301g000420160f.html

---

◇出願公表後に名称変更がなされた件（農林水産省告示第496号）

［官報］　令和４年３月１日　号外　第42号　162頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220301/20220301g00042/20220301g000420162f.html

---

◇人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一〇－四－三五）

［官報］　令和４年３月１日　本紙　第684号　2～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220301/20220301h00684/20220301h006840002f.html

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和４年３月１日　　人事院総裁　　川本　裕子

人事院規則一〇－四－三五

人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第一　危害防止主任者を指名すべき業務（第十条関係） 一～三（略） 四　アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 五～十一（略） 十二　土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの業務 十三　（略） 十四　高さが二メートル以上のはいのはい付け又ははい崩しの業務（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。） 十五　型枠支保工の組立て又は解体の業務 十六～二十三（略） 備考　この表において「ボイラー」、「小型ボイラー」、「第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」とは、次に定めるものをいう。別表第五から別表第八までにおいても、同様とする。 一　ボイラー蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。	**別表第一**　危害防止主任者を指名すべき業務（第十条関係） 一～三（略） 四　アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務 五～十一（略） 十二　土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの業務 十三（略） 十四　高さが二メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの業務（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。） 十五　型わく支保工の組立て又は解体の業 十六～二十三（略） 備考　この表において「ボイラー」、「小型ボイラー」、「第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」とは、次に定めるものをいう。別表第五から別表第八までにおいても、同様とする。 一　ボイラー蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

１～３　（略） ４　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下（木質バイオマス温水ボイラー（動植物に由来する有機物でエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木竹に由来するものを燃料とする温水ボイラーをいう。５において同じ。）にあつては、十六平方メートル以下）のもの ５　ゲージ圧力〇・六メガパスカル以下で、かつ、摂氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの ６・７　（略） 二～四　（略） **別表第六**　使用制限のある設備等（第三十一条関係） 一～二十　（略） 二十一　研削盤、研削といし及び研削といしの覆い 二十二　木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置 二十三～四十四　（略） 四十五　チェーンソー（排気量四十立方センチメートル以上の内燃機関を内蔵するものに限る。） 四十六　ショベルローダー 四十七　フォークローダー 四十八　ストラドルキャリヤー 四十九～五十一（略） 備考　この表において「簡易ボイラー」、「簡易第一種圧力容器」、「第二種圧力容器」及び「簡易第二種圧力容器」とは、次に定めるものをいう。「第二種圧力容器」については、別表第八においても、同様とする。 一　簡易ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち別表第一備考第一号１から７までに掲げるもの 二　簡易第一種圧力容器　別表第一備考第三号１から４までに掲げる容器のうち第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートルル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器を除	１～３　（略） ４　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの （新設） ５・６　（略） 二～四　（略） **別表第六**　使用制限のある設備等（第三十一条関係） 一～二十（略） 二十一　研削盤、研削といし及び研削といしの覆おおい 二十二　木材加工用丸のこ盤及びその反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置 二十三～四十四（略） 四十五　チエーンソー（排気量四十立方センチメートル以上の内燃機関を内蔵するものに限る。） 四十六　シヨベルローダー 四十七　フオークローダー 四十八　ストラドルキヤリヤー 四十九～五十一（略） 備考　この表において「簡易ボイラー」、「簡易第一種圧力容器」、「第二種圧力容器」及び「簡易第二種圧力容器」とは、次に定めるものをいう。「第二種圧力容器」については、別表第八においても、同様とする。 一　簡易ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち別表第一備考第一号１から６までに掲げるもの 二　簡易第一種圧力容器　別表第一備考第三の１から４までに掲げる容器のうち第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートルル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器を除

く。） 三　（略） 四　簡易第二種圧力容器大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（別表第一備考第三号１から４までに掲げる容器、第二種圧力容器及び第二十号に掲げるアセチレン発器を除く。）で、内容積が○・一立方メートルを超えるもの	く。） 三　（略） 四　簡易第二種圧力容器大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（別表第一備考第三号１から４までに掲げる容器、第二種圧力容器及び第二十号に掲げるアセチレン発器を除く。）で、内容積が○・一立方メートルを超えるもの

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の人事院規則一○－四（以下「新規則」という。）別表第一備考第一号４又は５に掲げる温水ボイラー（この規則による改正前の人事院規則一○－四（以下「旧規則」という。）別表第一備考第一号４から６までに掲げるものに該当するものを除く。）であって、この規則の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもの（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第三項第二十五号に掲げる機械等に係るものに限る。）を具備していないものに限る。）については、この規則の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第三十一条第一項（別表第六第二号に掲げる設備等に係る制限に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。この場合において、当該温水ボイラーについては、新規則別表第一備考第一号に定めるボイラー（旧規則別表第一備考第二号に定める小型ボイラーに該当するものにあっては、新規則別表第一備考第二号に定める小型ボイラー）とみなして、新規則（第三十一条第一項を除く。）の規定の例による。

◇人事院規則九－二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則九－二四－一七）

［官報］　令和４年２月28日　号外　第41号　78～81頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220228/20220228g00041/20220228g000410078f.html

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和４年２月28日　　人事院総裁　　川本　裕子

人事院規則九―二四――一七

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正項目

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

（返納の事由及び額等）

（支給単位期間）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際に六箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、規則九―二四第十九条第二項、第十九条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十九条の四第一項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度大気環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会の開催について　　３月２日

＜環境省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110663.html

（１）　大気環境における放射性物質のモニタリング結果（令和２年度）について

（２）　その他

・令和３年度石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会（第３回）の開催について　　３月７日

＜環境省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110645.html

（１）ガイドライン本編の改訂案について

（２）ガイドライン参考資料の改訂案について

（３）その他

・光化学オキシダント健康影響評価検討会（第１回）の 開催について　　３月３日

＜環境省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110657.html

（１）光化学オキシダント健康影響評価検討会の開催について

（２）諸外国における光化学オキシダントに係る環境基準等の設定状況について

（３）検討の進め方等について

・光化学オキシダント植物影響評価検討会（ 第１回）の開催について　　３月７日

＜環境省　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110656.html

（１）光化学オキシダント植物影響評価検討会の開催について

（２）諸外国における光化学オキシダントに係る環境基準等の設定状況について

（３）検討の進め方等について

・令和３年度第２回エコチル調査企画評価委員会の開催について　　３月９日

＜環境省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/110636.html

（１）エコチル調査の実施状況について

（２）令和３年度年次評価書（案）について

（３）令和４年度年次評価（案）について

（４）「健康と環境に関する疫学調査検討会」報告書（案）について

（５）その他

・令和３年度第２回化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会の開催について　　３月 15 日

＜環境省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/110623.html

（１）文献情報に基づく影響評価（信頼性評価）について

（２）各種試験の実施結果について

（３）試験法の開発について

（４）国際協力事業について

（５）EXTEND2016 の振り返りについて

（６）その他

・令和３年度災害廃棄物対策推進検討会（第３回）の開催について　　３月９日

＜環境省　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/110630.html

（１）令和３年度災害廃棄物への対応状況

（２）災害廃棄物対策に係る今後の検討
（３）ワーキンググループでの検討状況
・ 技術・システム検討ワーキンググループ
・ 地域間協調ワーキンググループ

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）について　　３月７日、非公開
＜厚生労働省　2022 年２月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l23kpx-hJEokXMwFY
(1) 組換えＤＮＡ技術応用食品等の製造基準の適合確認について
(2) その他

・第 73 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　３月７日、非公開
＜厚生労働省　2022 年２月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-FoK5MtqMao0EeJY
（１）　個別の労災請求事案に係る医学的事項について
・福島労働局事案(２件)
・茨城労働局事案
・東京労働局事案
（２）その他

・「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会（第３回)」の開催について　　３月９日
＜環境省　2022 年２月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110597.html
（１）指針の見直しに向けたファクトについて

・中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会（第２回）の開催について
３月２日
＜環境省　2022 年２月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110613.html
（１）炭素中立型経済社会変革・トランジションに関する論点の深掘り①
（２）その他

・厚生科学審議会科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（第８回）資料　　３月２日
＜厚生労働省　2022年3月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23993.html
（１）全ゲノム解析等に係る検討状況等について
（２）全ゲノム解析等に係るAMED研究について
（３）全ゲノム解析等に係る厚生労働科学研究について
（４）「全ゲノム解析等実行計画（第２版)」に向けた検討
（５）その他

・再生・細胞医療・遺伝子治療研究の在り方に係る検討会（第７回）の開催について　　３月８日
＜文部科学省　2022 年３月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdQac4XiR66opbI
1. 再生医療実現拠点ネットワークプログラムの令和４年度予算案について
2. 再生医療実現拠点ネットワークプログラム事後評価結果（案）について
3. その他

・これからの労働時間制度に関する検討会　第10回資料　　２月28日
＜厚生労働省　2022年2月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ymg41vlYA5gGIJBY
労働時間制度に係る個別の論点等について

・中堅・中小企業の海外輸出にあたっての脱炭素化・グリーン化の動向に関わるオンラインセミナーを開催します　　３月 10 日
＜経済産業省　2022 年２月 28 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220228001/20220228001.html?from=mj
1. 企業をめぐる脱炭素・グリーン化の国内外動向　(10 分)
2. 国内外の動向を踏まえた支援ビジネスモデルと今後の方向性　(20 分)

3. 令和４年度「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業」の公募について（10 分）
　　経済産業省　貿易経済協力局
4. 質疑応答　（20 分）
・第４回産業構造審議会産業技術環境分科会グリーントランスフォーメーション推進小委員会／総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 2050 年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会合同会合　　３月１日
＜経済産業省　2022 年２月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43827
1. エネルギーを起点とした産業の GX（グリーントランスフォーメーション）について
2. 関係団体からのヒアリング
3. カーボンニュートラル実現に向けた国際戦略
・福島県飯舘村（長泥地区）での実証事業の現地見学会（一般の方向け）について
　　３月 19 日、３月 29 日、４月５日、４月 16 日
＜環境省　2022 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110655.html
・民間企業のための気候変動適応ガイド活用セミナー～TCFD・BCM を活用した気候リスクへの適応～開催のお知らせ　　３月 25 日
＜環境省　2022 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110650.html

[開催記録、報告、資料等]
・第144回労働政策審議会安全衛生分科会議事録　　１月17日
＜厚生労働省　2022年2月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lgI5sloM6g2EGBY
（１）労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱について　(諮問)
（２）事業場における労働者の健康保持増進のための指針の改正について
・これからの労働時間制度に関する検討会　第10回資料　　２月28日
＜厚生労働省　2022年2月28日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ymg41vlYA5gGIJBY
　　労働時間制度に係る個別の論点等について
・第５回食品ロス削減推進会議(2022 年２月 25 日)について
＜消費者庁　2022 年２月 25 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/#c03
・「地域防災力向上シンポジウム in 秋田 2022」収録映像の公開
＜総務省消防庁　2022 年２月 28 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/c0abb1d756ae6f020c04d80dac00a00dbf6e291c.pdf
　地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等の各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、収録した「地域防災力向上シンポジウム in 秋田 2022」の映像を公開しますので、ご視聴ください。
****

[12] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 39 例目）
＜環境省　2022 年２月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110670.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 40 例目）
＜環境省　2022 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110676.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 31 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110674.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 25 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110673.html

・岩手県久慈市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内16例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2022年3月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220301.html
---

◇*その他*

・学長らのロシア非難声明相次ぐ　「学術機関は意見表明すべきだ」
＜朝日新聞　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X65X0Q2XUSPT00D.html

ロシアによるウクライナ侵攻を受け、各大学の学長らが、ロシアを非難するメッセージなどを相次いで発信している。

東大の藤井輝夫総長は 2 月 25 日、「武力によって一方的に現状変更を行おうとするものであり、到底受け入れられるものではない。この事態を深く憂慮し、被害の拡大を防ぐため、対話と交渉による平和的解決が図られることを強く望む」とのメッセージを同大ホームページ（HP）に発表した。同大関係者によると、藤井総長は「社会問題に対して大学などのアカデミア（学術研究機関）はきちんと意見を表明するべきだ」と考え、メッセージを発信したという。

東大によると、昨年 5 月時点の在籍者のうち、ウクライナ出身者は教員が 2 人、留学生が 2 人、ロシア出身者は教員が 10 人、留学生が 20 人。藤井総長はメッセージで「ウクライナやロシアと関係の深い教員や学生らへのサポートなど、必要な対応を行う」とした。

ロシアのプーチン大統領が 24 日の演説で「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ」と述べたことに反応したのは、広島大の越智光夫学長だ。

25 日に同大の HP 上で「人類史上初の原爆が投下された広島に開学した大学として強く抗議するとともに、一日も早い平和的解決を訴える」とした。そのうえで「内外の大学と連携しつつ、平和の回復とともに、ウクライナの大学や学生、研究者への支援に取り組む」との決意を示した。

長崎大の核兵器廃絶研究セン…

・プーチン氏の核保有国発言に広島大が抗議　「平和的解決を」と声明
＜朝日新聞　2022年3月1日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X6X6KQ2XPITB006.html

ロシアのウクライナ侵攻を受けて、広島大学は抗議する声明を発表し、28日に緊急募金を開始したことを明らかにした。

ロシアのプーチン大統領が「ロシアは最も強力な核保有国の一つだ」と発言したことについて、同大の越智光夫学長は25日、「人類史上初の原爆が投下された広島に開学した大学として強く抗議するとともに、一日も早い平和的解決を訴える」との声明を発表。国内外の大学と連携し、ウクライナの大学や学生、研究者の支援に取り組むとした。

28日の記者会見では、田中純子副学長が「平和を希求する大学として人道支援をしていく」として、学生や教職員を対象に緊急募金を開始したと発表した。募金は3月末まで実施し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国連児童基金（ユニセフ）を通してウクライナに寄付する予定だという。

・理系女子増えず先入観影響　全国大学アンケート
＜共同通信　2022 年 2 月 27 日＞　https://nordot.app/870636983653662720?c=39546741839462401

理工系分野で学ぶ女子の現状について、育成に積極的な全国の大学を対象に、共同通信は 27 日までにアンケートを実施した。回答した 46 大学のこうした分野での 2021 年度入学者に占める女子割合は、5 年前と比べて大きな変化は見られず、増えない要因として、76%が「女子は理系が苦手」などのジェンダーバイアス（性別に基づく思い込み）が影響したと答えた。

IT 社会の進展などで STEM 分野（科学、技術、工学、数学）の人材が求められる中、「リケジョ」の育成が課題となっている。見えない壁が女子の選択肢を狭めるだけでなく、人材獲得や研究開発遅れを危惧する声が上がった。

各国の大学入学者に占める女子の割合

	自然科学・数学・統計学	工学・製造・建築
日　本	27%	16%
OECD平均	52	26
英　国	57	25
フランス	45	25
ドイツ	49	21
イタリア	58	27
カナダ	56	21

※経済協力開発機構（OECD）まとめ、2019年

・就活解禁、一転売り手市場へ　企業説明会、今年も感染防止策

＜共同通信　2022 年 3 月 1 日＞　https://nordot.app/871106323327959040?c=39546741839462401

2023 年に卒業する大学生・大学院生の新卒採用の会社説明会が 1 日に解禁され、就職活動が本格的に始まった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で採用が縮小した昨年から一転、学生優位の「売り手市場」になるとの見方が強い。企業側は今年も引き続き感染防止策を講じ、学生を迎える。

就職情報会社による合同説明会は東京、大阪、福岡などの主要都市で開催。

就職情報会社ディスコによると、23 年卒の採用が前年よりも増加すると回答した企業は 26.6%に上り、22 年卒の時よりも 11.0 ポイント伸びた。減少すると答えたのは 6.0%にとどまり、採用意欲の回復が顕著になっている。

・中高生、ネット利用 1 時間増　20 年度比、小学生も

＜共同通信　2022 年 2 月 28 日＞　https://nordot.app/870998238960041984?c=39546741839462401

内閣府は 28 日、青少年のインターネット利用環境に関する 2021 年度の実態調査結果の速報を発表した。平日 1 日当たりの高校生の平均利用時間は 20 年度より 1 時間 3 分増えて 5 時間 31 分だった。中学生は 1 時間増えて 4 時間 19 分、小学生は 1 時間 1 分増の 3 時間 27 分だった。

スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機などの利用時間を合計した。ネットを 3 時間以上利用する高校生は 77.5%、中学生は 67.1%、小学生は 51.9%に上った。

****

[付録]

◇「オンライン地蔵」、周りにいませんか　プロが解く無駄な会議撲滅法

＜朝日新聞　2022 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2T55HSQ2HUTIL035.html

みなさんのまわりにも無駄な会議、ありませんか。人材開発や組織開発に詳しい立教大学の中原淳教授に、無駄な会議の撲滅方法と、コロナ禍のもとでの会議のあり方を聞きました。

――ダメな会議とはどのようなものだと思いますか

いくつかあると思います。

①会議が終わっても何も決まらない

②終了予定時刻に終わらず、延々と延長する

③話し合わなくていいことで会議を開く

④誰も見ない議事録をつくる

今は、パソコンでみんなが画面見ていますよね。パソコンで必要なメモをとって共有すれば終わりです。一言一句、発言を起こしても誰も読みません。

会議資料の印刷もやめた方がいいと思います。パソコンで簡単に共有できますし、資料を印刷してホチキスでとめる仕事をする代わりに、他の仕事をした方がいい。

まず、「その仕事は『会議なし』でできないか」と考えてみてみるべきです。そのうえで、会議が必要だという結論に達したら、「会議が終わった時に何が決まっているか」をイメージする。会議の主催者がはっきりとゴールを明示すべきでしょうね。あとは、終了時刻を意識して、長引かないようにしっかり時間をコントロールしていくことが必要だと思います。

コロナ下で参加者 20 人→200 人　トヨタが会議を変えた理由

――コロナ下での変化はありますか。

オンラインの会議で生産性は「爆上がり」したと思います。一方で、オンライン会議に気軽に「招待」するようになり、必要のない会議が開かれたり、必要のないメンバーが呼ばれたりして、勤務時間が増えている可能性があります。

「オンライン地蔵」をよく見かけませんか。ビデオをオフ、音声をミュートにして、一言も発さずに会議を退出していく人です。多分、オンライン地蔵側も「なんで自分が呼ばれたんだろうな」って思っていると思います。

パソコンの向こう側ではストレッチをしているかもしれません。そういった会議は、発言を求められなかったり、発言をすると責められたりする雰囲気があるのかもしれません。

実際に私が大企業と打ち合わせをすると、部長、課長、係長、仲介のプロダクションに代理店……と人数がやたらと増えます。企業の人たちに話を聞いていると、「これ以上無駄なものはありません」ってみなさん言うんですよ。

ただ、聞き取ったことを口外しないという心理的安全性を確保した上で聞き取りをすると、出てくる出てくる。無駄のオンパレードです。

従業員の方は、職場の仕事に無駄があるって知っているんです。ただ、それを言い出せない。干されるのでは、という不安から「こんな無駄はやめましょうよ」と切り出せないんだと思います。

――2017～18 年に「無駄な会議」について調査されました。

当時、長時間労働の是正や働き方改革というのが問題になっていて、大手人材サービスグループの研究機関「パーソル総合研究所」と調査をしました。

企業へのヒアリングでは、IT 機器の導入など企業が努力してハード面は進歩していました。一方で、仕事のやり方というソフト面では、みんなが無駄と思っているけど言い出せずに改善できていないんだと思いました。

6 千人のビジネスパーソンに調査したところ、社員層で 23・3%、上司層では 27・5%と、4 分の 1 が会議に無駄が多いと感じていた。会議時間の 4 分の 1 が無駄だとして、そこに人件費を掛け合わせると、どのくらいお金がかかっているかがわかると思います。

企業のマネジャーに「その会議、見直しませんか」といってもピンときませんが、1 時間の会議に 20 人の社員が参加したとして、時給をかけてみてくださいと言うと、びっくりする値段が出ます。やっぱり意識しないことには、なかなかルーティン化したものを見直そうと思わないですよね。

――コロナ禍で会議のあり方を模索している企業も多いのでは。

組織は「形状記憶合金」みた…

・CIA に学ぶ「ダメ会議」撲滅策　オンラインの新たな「あるある」も

＜朝日新聞　2022 年 2 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2B4WQVQ23ULZU001.html

「長い！」「多い！」「無駄！」。時として否定的に語られる会議を、建設的なものにするにはどうするべきか――。会議にまつわる様々な「あるある」から考えます。

人数は多く、時間は長く、前の話を蒸し返せ

会議の人数はできるだけ多く。少なくとも 5 人以上▽長くスピーチせよ。逸話や個人的経験を説明せよ▽前の会議の決定事項を再び持ち出し、決定の妥当性を問い直せ――。

これはダメな会議について記した啓発書の一節ではない。米中央情報局（CIA）の前身の情報機関「戦略事務局（OSS）」が作成した秘密文書の内容だ。

題して「SIMPLE SABOTAGE FIELD MANUAL（簡易サボタージュ・マニュアル）」。第 2 次大戦中の 1944 年に作成されたこのマニュアルは、様々な妨害手段を講じて敵国や敵組織を弱体化させるための具体例が記されている。情報機関が当時、ダメな会議のパターンを見抜いていたのだ。

「取扱注意」「広範囲に配布しない」などと序文に書かれた 32 ページからなるマニュアルの一節に「組織や生産に関する妨害」という項目があり、会議についての妨害工作の数々も列挙されていた。

例えば会議を長引かせる方法…

◇訪問販売業者【R セキュリティ株式会社及び株式会社鍵】に対する行政処分について

＜消費者庁　2022年2月25日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027608/
消費者庁が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。
あわせて、チラシ「予想外に高額な請求をする鍵開け業者にご注意を!」を公表します。
詳細
消費者庁は、鍵の開錠・修理等に係る役務の提供を連携共同して行う訪問販売業者であるRセキュリティ株式会社(本店所在地:東京都品川区)(以下「Rセキュリティ」といいます。)及び株式会社鍵(本店所在地:東京都品川区)に対し、令和4年2月24日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和4年2月25日から令和4年8月24日までの6か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
併せて、消費者庁は、Rセキュリティ及び株式会社鍵に対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
また、消費者庁は、Rセキュリティの代表取締役である藤原祥記(ふじわら　しょうき)に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和4年2月25日から令和4年8月24日までの6か月間、Rセキュリティに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

◇「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張 24 時間センター」、「鍵の 110 番 24 時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの 24 時間救急車」、「カギの 110 番」、「鍵の 110 番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起

＜消費者庁　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027673/
消費者庁は、「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」、「鍵の110番24時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの24時間救急車」、「カギの110番」、「鍵の110番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起を行いました。
詳細
消費者庁が令和4年2月24日付けで、特定商取引法に基づく業務停止命令等を行ったRセキュリティ株式会社(Rセキュリティ)及び株式会社鍵が、「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」と称してウェブサイトを開設するとともに、「鍵の110番24時間」(株式会社鍵の110番・水道110番名義で開設)、「鍵のラッキーセブン」(株式会社レスキュー名義で開設)、「カギの24時間救急車」(株式会社24時間救急車名義で開設)、「カギの110番」(株式会社110番名義で開設)、「鍵の110番救急車」(株式会社110番救急車名義で開設)とそれぞれ称するウェブサイト(本件各サイト)を開設する関連事業者5社と一体となって、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為を繰り返し行っていることが確認されました。
このため、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。
********** 以上 **********